

園芸産地販売力強化緊急対策事業内容一覧

事業実施主体	採択基準	補助対象経費 (事業内容)	左の説明 (施設等の区分)	補助率及び 上限補助額	計画変更申請要件
農業者の組織する団体(JA等)、生産部会、農地所有適格法人等)	<p>次の要件を満たしていること。</p> <p>1 前作又は今作において、主たる販売先の緊急事態宣言発令月以降の販売単価が二月以上、前年又は平年に比べ1割以上減少していること。</p> <p>2 農業協同組合等の生産者部会の場合、構成員は3戸以上であること。 農地所有適格法人の場合、農作業に直接150日以上従事する正社員が3名以上であること。</p> <p>3 代表者及び会計責任者の定めがあること。</p> <p>4 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。</p> <p>5 共同出荷(販売代金の共同計算)をしていること。</p> <p>6 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。</p> <p>7 前年度の活動実績があること。</p> <p>8 セーフティネット(収入保険制度又は野菜価格安定制度)に加入済み、又は、今後加入の意思があること。</p> <p>対象品目 園芸品目(野菜、果樹、花き)</p>	販売力強化に係る経費	通信運搬費、借上費、販売アイテム及び販促資材等の作成費、資料印刷・製本費、旅費、商談会等の出展に係る費用、試食販売会等の開催や宣伝動画等の作成に係る委託費 等	1/2 以内 ※上限補助額 20千円/人 又は 2,000千円/団体 のいずれか低い方	1 総事業費の30%を超える増減又は補助事業費の増